

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	令和5年度(2023年度)第5回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和6年(2024年)2月8日(木) 午前10時00分～午前11時15分
3 開催場所	市役所エントランス棟3階 会議室3-1
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1) 令和5年度第3回介護保険運営協議会会議録について</p> <p>(2) 第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)等について</p> <p>(3) 厚生労働省令第16号 「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴う、本市の関係条例の改正について</p> <p>(4) 介護保険施設等整備に係る進捗状況について</p> <p>(5) 指定介護予防支援事業所の更新について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公開・一部非公開・非公開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	2名
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 Tel 963-9305 (直通)
9 その他	

令和5年度（2023年度）

第5回

越谷市介護保険運営協議会会議録

令和6年（2024年）2月8日（木）

市役所エントランス棟3階 会議室3-1

越谷市介護保険運営協議会

令和5年度（2023年度）第5回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和6年（2024年）2月8日（木）、午前10時00分～午前11時15分

場 所 市役所エントランス棟3階 会議室3—1

出席者

委 員：星野会長、久保田副会長、三田寺委員、高橋(信)委員、菰田委員、田中委員、
得上委員、北山委員、吉尾委員、青木(真)委員、堀切委員

事務局：山元地域共生部長、渡辺地域共生部副部長兼介護保険課長、小田地域共生推進課
長、小林地域包括ケア課長、中村保健医療部地域医療課長、渡辺健康づくり推進
課調整幹、齋藤地域共生推進課調整幹、会田介護保険課調整幹、山崎介護保険課
副課長、
外6名

傍聴人：2名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 皆様、おはようございます。それでは、ただいまより令和5年度第5回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することとなっております。

本日は、委員総数20名のうち11名が出席されておりますので、ここに会議が成立することをご報告いたします。

なお、加藤委員、佐藤委員、蔭山委員、中村委員、青木衆一委員、高橋昌委員、本間委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

2 挨拶

司 会 それでは、開会に当たりまして、星野会長よりご挨拶をいただきたいと思います。星野会長、よろしくお願ひいたします。

星野会長 おはようございます。皆様、朝早くからお疲れさまでございます。改めて今日が非常にこの協議会の一番大切な節目になると思います。

やはり私たちは、必要なものが本当に必要な量、本当に必要な方法で届けら

れるか、これを考えていかなければいけないのだと思います。そういう現実的なシステムということについて、皆様のお知恵を最後集約していただければと存じます。

今日、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は5点です。まず、会議次第、続きまして資料1と記載されております「令和5年度第5回越谷市介護保険運営協議会」、続きまして別紙と記載されてあります「答申書（案）」、続きまして「第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）冊子版」、最後に「令和5年度第3回越谷市介護保険運営協議会会議録」、以上の5点でございます。足りない方がいらっしゃいましたらお申出いただきたいと存じます。いかがでしょうか。

〔「あります」と言う人あり〕

司 会 本日の審議においては、ご発言の際には挙手をしていただき、事務局よりマイクを手渡されてからお話しくくださいますようお願いいたします。また、本日の会議においても、会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づきまして、星野会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、次第に基づきまして、議題を議論していきたいと思っております。

この協議会の議事内容については、越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱第8条1項に基づき、公開原則となっております。改めてご了承ください。

事務局に伺いますが、本日傍聴を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

事 務 局 傍聴者は2名いらっしゃいます。

議 長 では、傍聴者の方、入室をお願いいたします。

それでは、傍聴される方をお願い申し上げます。会議中は傍聴要領に記載されてあります内容お守りいただけますようお願いいたします。

3 議 事

(1) 令和5年度第3回介護保険運営協議会会議録について

議長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと存じます。

本日の会議は、議事内容、今回が特に最終の確認事項ということなので、おむね90分程度を考えております。ただ、今回、この内容がシステムを考えるとということでございますので、そういったことを含めて円滑な議事の進行のほうをよろしくお願いいたします。

それから、議事の進捗状況においては、時間、先ほど申し上げたものの前後があると思います。

では、まず議事の1番ということになりまして、令和5年第3回介護保険運営協議会会議録ですが、皆様、一応この議事録をファイナルにしたいと思っております。皆様にはもう既にお送りして、何か御意見があればということをお伺いしたと思いますが、何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 では、特段なしということで、これはファイナルということにさせていただきます。承認ということで承らせていただきます。

(2) 第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）等について

①第9期計画期間中の介護保険料の設定について

議長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事（2）、第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）等についてのまず①番、第9期計画期間中の介護保険料の設定、介護保険料です。これについて事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局 それでは皆様、右上に、資料の1と書かれている、こちらの資料をお手元にご用意お願いいたします。こちらの資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

本日の議事の（2）番の①番、第9期計画期間中の介護保険料についてご説明いたします。

保険料のこの説明につきましては、当運営協議会のほうで初めての説明となりますので、少々長くなりますが、ご了承願います。説明につきましては、着座にて失礼いたします。

介護保険料につきましては、介護保険法第129条第3項の規定により、おむね3年間の財政の均衡を保つようにしなければならないとされております。今回、策定する介護保険事業計画の中で、給付費等の推計を行い、保険料の算

定を行いました。

具体的な算定方法につきましては、まず今後3年間の高齢者の人口と、そのうちの要介護認定者数を推計し、さらに3年間の介護サービス費の見込み量などを算定したのち、第1号被保険者である65歳以上の高齢者の負担割合、これが23%でございますが、こちらを乗じ、最後に3年間の高齢者人口の合計で除すことで算定をしております。

3年前の改正では、令和3年度から令和5年度の第8期計画期間の保険料について、基準額を月額5,380円、年額にいたしますと6万4,560円といたしましたが、その際の算定根拠となる人口等の推計値と、実際の実績値は、今皆様がお開きになっている2ページのとおりとなります。

実績値につきましては、令和5年度のサービス費のみ、現段階の見込み量となっておりますが、それ以外は確定した数値でございます。

まず、表の一番上に人口の数値を掲げておりますが、こちらをご覧ください。人口の数値で一番上のところに65歳以上の人口が掲げられておまして、そこから右に令和3年度、4年度、5年度の数値が掲載されております。このうち65歳以上の人口につきましては、当初の推計を8万7,500としておりましたが、実績は8万7,767、実績値といたしましては100.3%、令和4年度はほぼ100.0%という数値、令和5年度については99.9%を見込んでおり、ほぼ推計どおりに推移しております。

次に、この表の2番目のところ、認定者のところをご覧ください。一番上のところに総数といたしまして要支援と要介護者数の総数を掲載しております。こちらも推計に対する実績値でございますが、令和3年度は99.3%、令和4年度は98.6%、令和5年度は97.4%を見込んでおり、推計に比べますと実際の実績値は少ないものとなりました。

最後に、一番下の表の3段目、介護サービス費の表をご覧ください。こちらは、この表の一番下のところに給付費の合計を掲載しております。推計に対する実績値でございますが、令和3年度が95.1%、令和4年度が93.2%、令和5年度は95.1%を見込んでおり、当初の想定より介護サービス費に要した額が少なくなっています。

この要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、事業所の休止、あるいは利用者の利用控えがあったことが原因ではないかと考えております。

この結果、第8期計画の保険料額に基づき納めていただいた介護保険料の総額、それから給付費の総額に差が生じることとなりましたが、この差額分につきましては、各年度の介護給付費準備基金として積立てを行い、第9期計画期間中の保険料上昇の抑制に活用していきます。こちらに関しましては、のちほどご説明をいたします。

続きまして、3ページをご覧ください。ここからは、第9期計画期間中の保険料設定に関する内容となります。先ほど第8期計画の保険料設定でご説明申し上げたとおり、第9期計画期間中の保険料につきましても、令和6年度から令和8年度の人口、認定者数、それから介護サービス費について推計を行います。

一番上の人口の表をご覧ください。第8期計画期間中から既に越谷市の総人口、これは一番下のところに掲載している合計数でございますが、こちらは減少に転じております。第9期計画期間中におきましても、総人口は減少傾向になるものと見込んでおります。

一方、この表の一番上の65歳以上の人口でございますが、こちらは緩やかに増加していくものと見込んでおり、高齢化率は25.8%から25.9%で推移する見込みです。高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加すると想定しています。

表の2番目、真ん中の表でございますが、認定者数の総数でございます。こちらは、総数がこの表の一番上に掲載しておりますが、令和6年度の1万6,314人から令和7年度の1万6,912人で約600人の増加、同様に令和7年度から令和8年度の比較では、約500人の増加で、令和8年度は1万7,451名を見込んでおります。

65歳以上の人口の伸びに対しまして、認定者数の伸びが高い理由につきましては、これまでも言われてきましたとおり、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎えることとなりますので、特に越谷市は65歳から74歳の前期高齢者に比べて、75歳以上の後期高齢者の増加が急激であると推測しております。実際、要支援・要介護の認定率につきましては、おおむね65歳から69歳では、約33人に1人であるものが、75歳から79歳では約9人に1人、85歳から89歳に至りましては約2人に1人の割合で認定されるものと考えております。これは、年齢が上がるにつれて認定率も上がるということになりますので、これらの考え方から推計した結果が認定者数となっております。

なお、前期高齢者と後期高齢者の比率に関しては、令和2年度の段階で後期高齢者の人数が前期高齢者の人数を越谷市では若干上回りました。大体5対5ぐらいなのですが、第9期計画期間中では後期高齢者が、高齢者全体に締める割合は6割程度であると見込んでおります。

これらの認定者の方々が利用する介護サービスの見込み量から推計した金額が一番最後の下の段の表になります。

この給付費の合計には、今回、国のほうが提示いたしました介護報酬改定の1.59%分を見込んだ増加分、それから第9期計画期間内に開設予定をしている施設整備に伴う給付費の増加分も見込んでおります。

この表の一番下に記載しております、米印のところでございます。3年間の合計給付金額は833億3,358万円、この金額を見込んでおまして、第7期から第8期計画まで給付費の伸びは約15%でございましたが、今回、第8期から第9期の給付費の伸びは、約25%の伸びを見込んでおります。この給付費の伸びにつきましても、認定者数の増加、また、要介護度が高くなる後期高齢者の増加に伴いまして、サービス利用が増えるためだと考えております。

資料1の4ページ、次のページをお開きください。説明に入ります前に、ここで1か所資料の訂正をお願いいたします。4ページの枠囲いした中に考え方と書かれている部分がございますが、この考え方の本文の上から2行目の末尾のところから「低所得者の保険料上昇を図る」という文言を記載しておりますが、正しくは「低所得者の保険料上昇の抑制を図る」が正しい表記でございますので、文言の追加、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、保険料の金額について所得段階に応じた金額の考え方をご説明いたします。厚生労働省では、第9期計画期間における介護保険料の見直しを社会保障審議会介護保険部会をはじめとする各審議会で検討してきましたが、急激に高齢化が進み、生産年齢人口が減少していく中であっても、介護保険制度を引き続き持続可能な制度として維持することを踏まえ、「第1号保険料に関する見直しの成案」が昨年12月22日に公表されました。

この成案の中では、第1号被保険者間で所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇を抑制する方法として、資料1、4ページの枠囲いしている部分で、標準段階の多段階化、これは従来国のほうでは所得段階を9段階と定めていたものを13段階に定めるようにしたものです。

それから、2番目の高所得者の標準乗率の引上げ、これは13段階に所得段

階が細分化されたことに伴いまして、その一番上の乗率をこれまでの1.7から2.4に引き上げるものでございます。

さらに、低所得者の方の標準乗率の引下げということで、こちらについては定まっている乗率から、さらに公費を投入することで、最終的な乗率を引き下げるというものでございまして、この3点が提示されました。その後、この成案は、令和6年1月19日の介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第13号）として、原案のとおり公布をされました。

各市区町村では、これらを参酌し、保険料率の設定を行うこととなりますが、本市においては、既に第8期計画策定時に、それまで所得段階を12段階としておりましたが、15段階として負担の公平性を図っていたことから、今回の所得段階に関しては、15段階のままに据え置いております。ただし、この所得段階における乗率の考え方につきましては、これまで国と一部異なる数値を使用していましたが、今回、高所得者の標準乗率等の引上げの考え方に合わせまして、おおむね国の基準に合わせる形に変更しております。それがこの表で見ますと、下段の表でございまして、右から2番目の欄にございまして、保険料率の設定というところに書いてある基準額に対して乗じている係数になります。

こうしたことから、保険料の月額基準額につきましては、第8期計画の5,380円から620円増の6,000円で検討をしております。これは、この表の中の真ん中第5段階、網かけになっている部分が基準額として6,000円ということで掲載をしております。なお、この6,000円の金額でございますが、先ほどもご説明いたしましたが、第9期計画の給付費の伸び率は、約25%増加するということで見込んでおりましたので、本来、保険料に関しても、大体この給付費と同様の伸び率を設定しないと賄えないこととなります。

実際、試算をしたところ、単純推計では6,700円を超えるような金額となっております。しかしながら、昨今の社会経済状況を鑑みますと、この給付費の伸びをそのまま保険料に反映させることは、我々のほうも困難であると判断いたしまして、一つは、先ほどお伝えした国と一部異なる乗率を使用していましたが、各所得段階における乗率などを国が示す所得再配分機能の強化の考えの下、おおむね国の基準に合わせております。

それから、もう一つは、先ほどの基金の積み上げの説明いたしましたが、今回、本市のほうで積み上げられた介護給付費準備基金が約17億8,000万円、このうち15億円の取り崩しを行いまして、結果といたしまして、保険料

の月額基準額を6,000円とし、この上昇率も8期の保険料と比較いたしますと、8期のときは14%弱上がっていましたが、今回は11.5%に抑える算定結果といたしました。

こうして算定した保険料に関しましては、今月末に開会いたします越谷市議会3月定例会において、介護保険条例の改正案として上程いたします。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 　　ご丁寧な説明ありがとうございました。

要は、確実に今の越谷の高齢者の方のケアを考えるとニーズは上がると、当然、それに必要な費用も上がると、それに対して過剰な負担というものはできないだろうと、だからそういった所得再分配機能ももちろん考えなければいけないのだと、そしてまたそれに対して基金の取崩しも考えた結果がこの第5段階6,000円だというそういった説明だったように伺いますが、いいですね。

そのところを踏まえて何か皆様のほうから、ただこれはもう基本的にこの路線で行くということの中で、何か質問とかご意見ありましたらお寄せください。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長 　　もうこれ、相当綿密な調査に基づいておりますので、この辺りがある意味で基金の取崩し等を含めた上で、現実的なラインだというふうに認識しております。

では、承認いただいたということで次進めさせていただきます。

今日、結構、議題のボリューム多いので、よろしく申し上げます。

(2) 第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）等について

②第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について

議長 　　では、議題②、第9期越谷市介護保険福祉計画・介護保険事業計画（案）について事務局からお願いいたします。

事務局 　　それでは、②番の第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）についてご説明いたします。資料1の5ページをお開きいただくとともに、お配りしているこの冊子、少し分厚い冊子、こちらの9期計画の冊子のほうをお手元にご用意願います。

資料1の5ページに記載のとおり、1月に開催予定であった第4回の介護保険運営協議会につきましては、1月22日付で送付いたしました通知のとおり、

書面会議とさせていただきます。この通知文でご案内のとおり、11月21日から12月20日までの期間で実施したパブリックコメントにつきましては、一般の市民の方等々からのご意見の提出はありませんでした。

なお、今回の書面会議等の中で委員の皆様にご依頼いたしました意見提出につきましては、この資料のほうの下の表のところに掲げているものとおりになっております。お寄せいただきました災害時の対応、それから介護人材確保に関するご提案につきましては、今後の事業を検討する際に参考とさせていただきますと思います。

続きまして、計画書、こちらの分厚い冊子のほうをご覧ください。令和5年の6月開催の第1回の運営協議会より、委員の皆様のご尽力とご協力の下、第9期計画の策定を進めてまいりましたが、先日、今お手元に配付してある計画書冊子のおり、完成まであと一步に至るまでの運びとなっております。

以前、委員の皆様には、パブリックコメントの際に使用した計画書の案というものを配付しておりますが、ここではお手元にある計画書冊子との違いをご説明差し上げたいと存じます。

まず、計画書の案では、第5章と資料の部分、これは最終のほうでございますが、パブリックコメントの対象外であったこともあり、当該部分を掲載しておりませんでした。今回送付させていただいた冊子には掲載しているものとなります。

第5章に関しましては、この冊子の123ページ、こちらをお開きください。この123ページから介護保険事業の展開となっております。介護保険事業の現状、それから保健サービスの推計や、先ほど説明させていただきました介護保険事業費の推計と、介護保険料の設定に関する内容となっております。給付費等のサービス見込み量を算出するに当たりましては、令和4年度の状況と今後の各サービスの利用状況等の詳細を掲載しております。

続きまして、資料の冊子171ページ、こちらをご覧ください。171ページからは資料編となります。こちらは、第4章に掲げた各事業の数値目標の再掲、それから第8期と第9期の保険料の比較、各地区の状況や運営協議会に関する内容を含め、計画書の策定に関する情報を掲載しております。

なお、これまで委員の皆様にご審議いただきました第4章に掲載されている各事業などにつきましては、これまで事務局から国が示す、いわゆる基本指針、これに基づいて策定する必要があることをご説明してまいりました。こ

の基本指針に関しましては、昨年の7月に基本指針の案が示されたことから、この案に沿った形で皆様のご審議をいただいていたところでございますが、このたび令和6年1月19日付で厚生労働省告示第18号として基本指針の告示がございました。この告示内容につきましては、従前示されてきた基本指針案と比較いたしますと、フレームの部分で大きな変更はなく、事務局といたしましては、計画書の冊子に大きな変更を行う必要がないものと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、この後ご説明いたします答申ののち、冊子全体の最終精査を行い、越谷市議会3月定例会終了後、速やかに市長決裁を行う予定でございます。

なお、冊子の製本、印刷につきましては、令和6年度に入ってから行うこととなりますが、年度が変わる4月のタイミングには、ホームページに掲載する予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長 皆様の方から何かご意見とかご質問とかありますでしょうか。

〔発言する人なし〕

議 長 一応今回の今まで議論してきたことを踏まえて、特に国の方針が出たことを踏まえて、その実態に合わせて落とし込んだという感じになるのではないかなというふうに思います。

皆さんもよろしいでしょうか。

では、次の議題に移らせていただきたいと思います。

(2) 第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）等について

③第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）

議 長 では、3番目の議題です。

議題③の9期策定に関する答申書（案）について事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、③番の第9期計画の策定に関する答申書（案）についてでございます。お手元の右上にこの別紙と書かれたホチキス留めの頭の部分に（案）と大きく書かれているものをご用意いたします。

こちらのホチキス留めされているこの別紙の一番後ろのページ、こちらをご覧いただきたいと存じますが、こちらに掲載しているものは、令和5年3月24日に開催されました令和4年度の第3回の運営協議会で、第9期の計画の策

定に関する諮問を市長から星野会長にさせていただいたものでございます。

この1年間でご審議いただいた内容を踏まえ、運営協議会としての答申(案)、こちらが別紙のとおりとなります。このホチキス留めされたものを1枚開いていただきたいと思っております。こちらに答申を載せておりますが、ここに記載されている内容を事務局より朗読いたします。

答申

越谷市では、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第8期計画」という。)において、「ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるまちを目指す」という基本目標を掲げ、市民・企業・行政が連携して地域共生社会の実現に向けて取り組みを行ってきました。

この間、当協議会においては、第8期計画で位置づけられた主要施策にかかる各事業の進捗などを確認してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大で規模を縮小した事業等があったものの、おおむね計画通りに実施されていることから、地域共生社会の実現に向けた取り組みは、着実に進んでいるものと認識しております。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会全体の行動様式を変化させるとともに、高齢者の生活環境も大きく変化させることとなりました。これらの経験から、新たな感染症の拡大や甚大な自然災害が発生した場合であっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせる体制整備の必要性を改めて認識いたしました。

今後も、生産年齢人口が減少していく社会で、2025年には団塊の世代が全員75歳以上となり、さらに、2040年には高齢者人口がピークに達すると言われております。とりわけ越谷市の高齢者人口に対する後期高齢者の割合は、急速に増加していくことが推計データからも見て取れる状況です。介護需要についても、益々増加し多様化していくものと推察されますが、こうしたニーズへの対応だけでなく、新たな感染症などの想定外の事態に直面しても、速やかに対応できる体制を整えておくことは、超高齢社会を迎えた現在、引き続き介護保険制度が持続可能な制度として運営するために、大変重要な課題であると考えます。

そのためにも、介護予防やフレイル予防への取り組みによる高齢者の健康寿命を延ばすことをはじめ、介護サービスの提供にあたっては、医療や介護等の

分野を超えた切れ目のない対応、認知症の人や家族介護者への支援など増加する介護需要に対応するためのサービスの質的向上、そしてこれらを支える介護人材の確保等の施策を着実に進めていくことが必要となります。

当協議会では、これまで述べた課題と今後の施策推進の方向性を共有し、「第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）」について慎重に審議を行い、別冊のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

第9期計画においては、地域共生社会の実現を目指すため、第1期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から掲げている基本理念のもと、第8期計画と同様の長寿福祉社会像と基本目標を定めております。また、これらを着実に達成するために積極的に取り組むべきこととして、「高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸」「地域で安心して暮らせる支援体制の充実」「介護サービスや住まいなどの基盤整備」「介護人材の確保と介護現場の生産性向上」「医療と介護の連携」「認知症と共に生きる施策の推進」の6つを主要施策に位置付けております。

越谷市においては、第9期計画の実施にあたり、本答申の趣旨を踏まえるとともに、当協議会の会議の席上において提起された意見なども十分に尊重したうえで、臨まれることを切望いたします。なお、地域共生社会の実現には、市民活動団体や介護従事者の協力が必要不可欠であることから、これら関係団体等に対する支援に関しても、第9期計画期間の中で十分検討されるとともに、越谷市に暮らす全ての高齢者が、健やかにいきいきと住み続けられるよう切に願います。

以上でございますが、この後、皆様からのご意見をお聞かせいただきたいと存じますが、答申に係るスケジュールを説明させていただきます。

この答申（案）につきましては、運営協議会のご承認をいただいた後、本月19日月曜日開催予定の答申式において、星野会長、久保田副会長のご両名より、市長へ答申書をお渡しいただく予定となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 本体は計画書でございますので、市長に頑張りましたよということでお伝えするという、そのとき頑張りましたよだけではあれでございますので、趣旨として書いたものでございます。何か付け加えておきたいこととかありますか。

これ初見ですよ、皆さん。初めて見るわけですね。

よろしいですか。

〔「お任せいたします」と言う人あり〕

議長 長 あと、この文面ずっと読むのかどうかも含めて、またこれは事務局と考えますので。

それで、ここで皆様に大切なことをお諮りしたいことがございます。

特に計画書の冊子、本体です。答申に関する説明をしてまいりましたけれども、もしかして仕上げの作業のところまで皆様からいただいた意見の反映とか、国からの連絡の調整事項とかに加え、軽微な調整をもしかしたら行うかもしれない。あくまで軽微です。本質的なところに変更等はないです。ただ、そのためにここで一々皆様の採決を取っているわけにはいきませんので、私たちがここで皆様にご提示した資料にもし何か付け加えることがあるような場合は、委員長、副委員長のほうで確認し、承認するというにさせていただきたいと思えます。

もちろん本質的なことを変えるというのではなくて、軽微な表現ということではいいですね。基本的な軽微な表現に関する部分は、もう委員長、副委員長の対応でということで行かせていただきたいと思えますので、よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 長 ありがとうございます。

(3) 厚生労働省令第16号「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴う、本市の関係条例の改正について

議長 長 では次、議題(3)、基準条例の改正に関する内容でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議事の(3)番、厚生労働省令第16号「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴う、本市の関係条例の改正についてでございます。資料9ページのこのA3の横開き、こちらをお開きいただきたいと思います。と存じます。

介護サービスに係る基準につきましては、3年に1度見直される介護報酬改定に合わせて、国で規定する指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等も見直しが行われます。このたび令和6年1月25日にこの基準等の一部を改正する省令(厚生労働省令第16号)が公布されました。この

ため、この省令の基準を参酌し、本市で規定する各基準条例も改正することとなります。

今回の改正につきましては、社会保障審議会介護給付費分科会において検討された内容となりますが、国では今回の改正について、5つの基本的な視点を挙げております。この資料の9ページの上のところに点線で囲ってあるところの左側に太字で1から5と書いてございますが、地域包括ケアシステムの深化・推進、2番目といたしまして自立支援・重度化防止に向けた対応、3番、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、4番、制度の安定性・持続可能性の確保、それから5番その他となります。

これらの視点を踏まえて報酬改定が行われますが、それに併せて運営基準等が改正され、市の条例も同様の基準とするために、この左下の枠で囲っている部分、全部で13本の条例を改正する予定となっております。

皆様のお手元、これは白黒の資料になってしまうのですが、この資料の上の段に書かれている中で、四角で改正部分が黄色の部分、ピンク色の部分というのが書かれています。この黄色の部分というのが、この下の表の中の改正内容と書かれている右側の部分、ここがカラーですと黄色の部分になります。

各基準はこのサービスごとに異なりまして、条例の種類も多いことから、そのサービス改正内容の詳細については割愛させていただきますが、何点かかいつまんでご説明いたします。

まず、今回の改正に関する共通事項といたしましては、この下段の表の一番右側に共通事項というふうに記載されておりますが、まず1つは、書面掲示の規制の見直しと管理者の兼務範囲の明確化がございます。書面掲示につきましては、事業者の運営規程の概要等の重要事項について、これまで事業所に掲示をするとともに、ウェブサイト上のものにも変えることができますよというふうになっておりましたが、原則、ウェブサイトの掲示、これは法人さんが運営しているウェブサイトや介護保険のほうで行っている、国等で行っている情報公開システムのほうに掲載することで義務づけるものでございます。

また管理者の兼務につきましては、これまで同一の敷地内であれば異業種の管理者が兼務できるということになっておりましたが、この同一敷地内という規定を取り払って、同一敷地内でもできますよとしているものでございます。

続きまして、この表の左側を見ていただきますと、ナンバー6、7、8と番

号が振られておりますが、まず四角の6番、こちらをご覧ください。こちらは、全部で6つの条例がございます。主に施設系サービスに該当するものとなりますが、これら施設系に関する条例の中では、今回、介護現場の生産性の向上、ユニットケアの質向上のための体制確保、それから協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応医療機関との連携などが追加されました。

今、私が申し上げた内容につきましては、この表の右から2段目のところになりますが、改正概要の下に主な分野別事項と書いてある、ここに記載しているものでございます。

続きまして、表の番号、四角の7番、こちらのほうには5つの条例を掲載しておりますが、これは訪問、通所、居住、それから多機能系サービスに係る基準となっております。ここでは、身体的拘束等の適正化の推進、それから協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応医療機関との連携などが追加されております。

最後に、一番下、四角の8番でございますが、こちらは指定居宅介護支援と指定介護予防支援、これはケアプランを作成するのを主なサービスとしておりますが、こちらでは、今回、特に居宅介護支援のほう、ケアマネ1人当たりの取扱い件数の変更のほか、公正中立性確保のための取組の新設、それから指定介護予防支援の対象事業者が拡大をされました。

現在、越谷市議会3月定例会に各基準条例の改正を上程する準備を行っております。議決の後、令和6年4月1日施行を予定しておりますが、この条例の中で、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションなどのいわゆる医療系に係るサービスに関しましては、施行日が令和6年の6月1日施行、2か月遅れとなっております。また、一部基準内容に関しましては、1年もしくは3年の経過措置期間を設けることとしております。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長 ちよつとごめんなさい。これは、条例を変えるということですね。

〔「はい」と言う人あり〕

議 長 それは、ここではあくまで報告ということで、分からないことがあれば質問ということですか。

事 務 局 報告となりますので、質問としてはお受けいたします。

議 長 ごめんなさい。急に確認、位置づけがあれになったので、一応国の基準に従ってこういう条例の改正を行うと、それに対してこういう報告を行うと。だか

ら、もし皆様のほうで何かご質問等あればお伺いしたいということになるかどうかと思います。

何かありますでしょうか。

はい、どうぞ。

A委員 お世話になっております。委員のAでございます。

8番の公正中立性確保の見直しというところについて、どういった内容の見直しになるのかというのがもし触りだけでも分かるとありがたいなと思ひまして、質問をさせていただきます。

議 長 事務局から、答えられます、すぐに。

事務局 公正中立性の確保のケアマネの部分のところでもよろしいでしょうか。少々お待ちください。

お待たせいたしました。この公正中立性の確保のための取組の見直しでございますが、これはまず事業者の負担軽減を図るために、次に掲げる事項に関して、利用者に説明し理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするものでございます。1つは、前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合、それから前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合、これを利用者に説明し理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とすることが公正中立性確保のための取組の見直しとして国の基準で掲げられ、今回、本市の条例にも同様な形で掲載する予定となっております。

A委員から今ご質問のあった詳細に関することに関しましては、今後、国のほうからも具体的にどういうふうに行うのかというものが解釈通知として示されると思いますので、我々のほうといたしましても、前回はいろんな団体さんからご要望があったときに説明もしておりますが、そういったところで周知徹底を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

A委員 ありがとうございます。

議 長 要は、こういうことでいいですね。国がこういうことの方角性を出してきたと、だからそれに忠実に、今の公正中立性の問題についても文言等の話だと、当然そうなってくると、具体的な事業者さんにとってどういうふうに進いたら

いいのかということについては適宜説明などを繰り返していくと、そういう趣旨でよろしいですか。

事務局 はい。この基準条例に関しましては、国のほうで、そもそもその介護保険法の中で、省令にまず従いなさい、省令どおりにやりなさいということと、省令の中のものを参酌して、場合によっては市独自で決めても構いませんよということになっております。その中でこの公立中立性の確保の取組の見直しというものは、従うべき基準、つまりよっぽどのことがない限りは同様の基準を各自自治体でも設定しなさいというような形になっておりますので、この取扱いに関しては、その詳細な項目、国から提示されるものと考えております。

以上でございます。

議長 どうぞ。ちょっと申し訳ないけれども、これはあくまでもあれでいいのですね。これはこれで行くということで行くけれども、具体的な確認ということで承らせていただきますので。

A委員 すみません。ありがとうございます。今回、この質問をさせていただいたのが、これまで義務とされていたというところで、越谷市では各居宅介護支援事業所のほうで、半期ごとの義務を常に徹底しているかというところで、市町村のほうに報告をしているといったところがありましたので、今回、努力義務になったということで、その辺ももしかしたら見直されるのかなと思ひまして、ただそれは恐らくこの場ではなく、また別の機会になろうかと思ひますので、そういった点で、緩和ということでの確認という意味で質問をさせていただきました。それでよろしいでしょうか。

事務局 今回のこの省令の内容なのですけれども、先ほど私申し上げたとおり、国の解釈基準もそうなのですが、例えばこれ越谷市1市があまり飛び抜けたこととか、緩和し過ぎてしまうと、やはりその周辺とのバランスが取れないということで、今までもこういった省令の改正のときには、埼玉県のほうもやはりいろいろ考え方を示しております。そういった中で、やはりそこあまり大きな齟齬が出ないような形で対応してまいりますので、今、A委員さんが心配されているような、この緩和がどこまで緩和されるのかとか、そういったところについては、国の基準の通知と、また県とやはりあまり差が出ないような形で越谷市のほうも考えていきたいと思っております。

以上でございます。

A委員 ありがとうございます。

議 長 ほか何かよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

議 長 では、次に行きたいと思います。

(4) 介護保険施設等整備に係る進捗状況について

議 長 議題(4)の介護保険施設整備に係る進捗状況に関する内容でございます。
事務局からお願いいたします。

事務局 (4)、介護保険施設等整備に係る進捗状況についてでございます。資料1
の12ページ、先ほどのA3のところの次の次のページをお開きください。

議 長 皆さん、大丈夫ですか。

事務局 第8期計画で予定していた施設整備の状況につきましては、これまでも運営
協議会で報告をしてきたところでございますが、第8期計画期間が3月末まで
となり、残り1か月強となりましたことから、計画期間全体の進捗状況をご報
告いたします。

資料の12ページ、こちらの表に掲げているものは、地域密着型サービスに
関する整備の進捗状況でございます。第8期計画では、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護を1施設、小規模多機能型居宅介護を1施設、認知症対応型共同
生活介護、いわゆるグループホームと呼ばれているものですが、こちらを2施
設、それから看護小規模多機能型居宅介護施設1施設と、4種類のサービス、
合計5施設の整備を計画してきました。

既に開設済みのところは当協議会のほうでご報告差し上げておりますが、開
設予定であった、この表の2段目、小規模多機能型居宅介護につきましては、
3月1日に開設予定となっております。事業所名は書いてございますが、小規
模多機能型居宅介護ゆとり庵北越谷別邸、それからもう一つ、表の4段目の認
知症対応型共同生活介護、グループホームでございますが、こちらは4月1日
に開設予定となっております。事業者名は、仮称でございますが、グループホ
ームいきいきの家越谷でございます。

続きまして、13ページをご覧ください。(2)の施設サービスにつきまし
ては、今回の8期計画の中で介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホーム
を1施設100床、それから特定施設入居者生活介護、こちらを1施設60床
の整備を予定していました。

まず、表の1段目、特別養護老人ホームにつきましては、当初は、令和6年

の4月1日に開設予定としておりましたが、ウクライナ紛争に端を発した建築資材の物価高騰、それから資材調達の長期化のため、こちらは工期を延長しております。令和6年度中の開設予定となっております。

それから、表の2段目、特定施設入居者生活介護につきましては、令和5年4月1日付けで日本ロングライフ株式会社が運営する既存の有料老人ホームロングライフ埼玉越谷の指定を行いました。その後、9月に日本ロングライフ株式会社と同じグループ内にあるエルケア株式会社に運営方針が変更となりましたため、こちらの施設名もエルケアホームガーデン埼玉越谷となっておりますので、ご報告申し上げます。

最後に、特別養護老人ホームの大規模修繕についてでございます。説明に入る前に再度の資料の訂正のお願いとなります。こちら(3)の右の欄に掲げている進捗状況というところでございますが、記載内容では、令和6年度中の工事終了予定となっておりますが、正しくは令和5年度でございますので、訂正をお願いいたします。重ねて申し訳ございません。

こちらの大規模修繕の進捗状況でございますが、社会福祉法人光彩会が運営している特別養護老人ホームみちみちの経年劣化等に伴う外部外壁、外部修繕工事と機械設備工事となっております。こちらは令和5年度中に工事が完了する見込みであることを事業者より報告を受けております。

以上、第8期計画期間内で予定をしていた施設整備等につきましては、おおむね計画どおりに終了する予定となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 整備等に関する進捗状況ですが、ご説明いただきましたが、皆様何かご質問とかございますでしょうか。ご説明いただいたとおりということなのではないかというふうに思います。

よろしいですか。

[発言する人なし]

議長 では、次進ませていただきます。

(5) 指定介護予防支援事業所の更新について

議長 では、議題(5)です。指定介護予防支援事業所の更新についてということですが、これに関して事務局のほうからご説明をいただきたいと思っております。

事務局 それでは、議事(5)、介護予防支援事業所の指定更新についてございま

す。説明については着座にて失礼いたします。

それでは、資料16ページをご覧ください。まず、1、指定介護予防支援事業についてでございます。介護予防支援事業とは、要支援1・2の認定を受けた方が予防支援のためのサービスを適切に利用できるよう、介護予防ケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整を行うものです。この介護予防支援事業の業務を行うのは、市から指定を受けた指定介護予防支援事業所が行います。介護予防支援事業所は、介護保険法の規定により、地域包括支援センターが業務を行っています。指定の期間は6年間と定められており、期間満了の前に更新を行うこととされております。

次に、2、指定更新についてでございます。令和6年4月1日で更新が必要となる事業所は、(1)の表の更新対象事業所一覧のとおり、9つの事業所が対象となっております。

続きまして、17ページをご覧ください。(2)、指定に係る更新要件については、表にあるとおり次の5つとなっております。

続きまして、3、確認結果についてでございます。こちら令和5年12月22日までに更新対象となります9つの事業者から、指定更新申請書、誓約書、登記事項証明書及び運営規程等の関係書類の提出があり、指定要件の確認を行いました。確認結果といたしましては、今回更新対象となる9つの事業所、(2)、指定要件確認表のとおり、要件を全て満たしていることを確認いたしました。このことから、令和6年4月1日での指定更新に係る手続きを進めたいと存じております。

介護予防支援事業所の指定更新についての事務局からの説明については、以上になります。

議 長 ちよっとごめんなさい。基本的なことを教えていただきたい。今回のこの更新については、ここは審議事項、それとも報告事項。

事務局 こちらは、介護保険法の規定に、被保険者ですとかその他関係者の意見を聞くということになっておりますので、参考とさせていただきご意見を伺いたいというふうに思っております。

議 長 ここで決は取らなくていいのですね。決というか、承認という形は取らなくていいのですね、あくまで意見と。

事務局 そうです。ご意見をいただければというふうに思っております。

議 長 では、皆様、いずれにせよ細かいことは別にして、要は記録上どうしたほう

がいいのかというふうに迷った次第でございまして、市の事務局も困らないでいいと思ったのですが、いずれにせよ清々粛々と業務内容については特に問題ないと思いますので、我々としては特に今後これについては異論なしという形で、承認するという形で承らせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議ありません」と言う人あり〕

議長 では、これで本日予定しておりました議事のほうは終了となります。

これをもって進行のほうは事務局のほうにお返ししたいと思います。

司会 星野会長、ありがとうございました。

4 その他

司会 それでは、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目でございます。本日ご審議いただきました第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する答申書（案）についてですが、先ほどお決めいただいたように、何かご意見がありましたらそちらを反映させていただいたものを星野会長、久保田副会長にご確認いただいた後、今回諮問のあった第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する答申を2月19日月曜日に星野会長、久保田副会長より市長にお渡しする予定としています。

次に、2点目ですが、本日の会議録は出来上がった段階で皆様に送付させていただきます。お手元に届きましたら、お手数をおかけいたしますが、内容をご確認いただき、修正点などございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。

本日は、当運営協議会最後の会議となります。現在の委員任期は、本年6月30日までとなります。今後の会議の予定がございませんので、誠に恐れ入りますが、この場をお借りして事務局よりお礼を申し上げます。3年間、本市の介護保険の推進のため慎重にご審議いただき、誠にありがとうございました。

今後、選出いただいた団体様に対し、次期の委員推薦のお願いを行う予定ですので、引き続きよろしくをお願いいたします。

5 閉会

司会 それでは、閉会の言葉を久保田副会長からお願い申し上げます。

久保田副会長 皆様、先ほど事務局からのお話もありましたが、8期計画実行に当たって

お力添えを賜りまして、ありがとうございました。

8期でやってきた事業は、この資料を拝見するに当たって、非常に実績が良好であるということが確認を取れました。また、9期、3年に1度の介護保険料の報酬改定、それに伴って保険料の改定もさることながら、一方で基金、そちらのほうを利用させていただきながらという形になりますと、当然、今後10期、11期については、やはり互助の機能、あるいはその他様々な問題、本当にヤングケアラーのところから始まって、様々な問題を抱えながらやっていくのかなというところになりますけれども、いずれにしましても85歳から90歳というふうな形で、どんどん、どんどん年を重ねると心身機能の低下というのは起こり得ることだなというふうに実感をしておりながら、今後、そういったところをどのように強化をしていくのかなというところも踏まえまして、また皆様のお力添えを賜りたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

司 会 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第5回越谷市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。

それでは、皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。